

平成十年政令第三百四十五号

たばこ特別税に関する政令

内閣は、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第二百三十七号)第十一條第三項において準用するたゞ二税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十六條第六項並びに一般会計における

の規範等に合せ必要が見渡る所保有する
別措置に関する法律第十三条规定及び第二项、
第二十条第二项並びに附则第三条及び第四条第二
項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 この政令において「製造たばこ」又は「保証たばこ」とは、ニレゴトシ一般会社に付ける

一
保
稅
批

(控除又は還付を受けようとするたばこ特別税額に関する書類) 第二条 法第十一一条第三項において準用するたばこ税法第十六条第六項に規定する政令で定める書類は、たばこ税法施行令(昭和六十年政令第五号)第十条第三項に規定する書類で、同項第二号に掲げるたばこ税額に当該製造たばこに係るたばこ特別税額を合わせて記載したものとする。

第三条（担保の提供）

用がある場合において、たばこ税法第二十二条の規定により担保を提供する者又は同法第二十三条の規定により提供を命ぜられた担保を提供する者は、その提供する各担保物又は保証人の保証において、たばこ税額の八百九十二分の百八に相当するたばこ特別税額をあわせて担保しなければならない。

3 たゞこ特別税に係る担保は、たゞこ税に係る
ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「八百九十二分の百八」とあるのは、「九百四十六分の五十四」とする。

担保を提供すべき国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長に対してもあわせて提供しなければならない。

第四条 (担保についての国税通則法等の適用の特例) たばこ特別税及びたばこ税に係る担保については、国税通則法(昭和三十七年法律第六

十六号) 及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)の規定による担保の提供、変更、処分その他の手続は、あわせて行わなければならない。

<p>たばこ事業法施行第五規定（昭和六十年政令第二十一号）</p> <p>十八条に係る部分に限る。)</p>
<p>たばこ税に関する法律（平成三十年法律第百三十七号）に規定するたばこ特別税</p>

<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成十年十二月一日から施行する。</p> <p>（手持品課税に係る申告等）</p> <p>第二条 法附則第二条第二項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 申告者の住所及び氏名又は名称</p> <p>二 貯蔵場所（法第十九条第二項に規定する小売販売業者にあっては、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八条）第二十二条第一項に規定する営業所。以下この条において同じ。）の所在地及び名称</p> <p>三 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量</p> <p>四 当該製造たばこの輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称</p> <p>五 その他参考となるべき事項</p> <p>六 前項の申請書の提出を受けた税関長は、法附則第三条第五項の確認をしたときは、当該確認の内容を記載した書類により、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。</p> <p>七 法附則第三条第六項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に当該製造たばこが同条第一項の規定によるたばこと読み替えるものとする。</p> <p>八 法附則第三条第五項の承認を受けようとする者は、製造たばこを保税地域に入れたときは、当該保税地域の所在地を所轄する税関長にその旨を届け出るとともに、当該製造たばこの区分（同条第二項第一号に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。）及び区分ごとの数量、その置かれている保税地域の所在地及び名称並びに廃棄の日時、方法及び理由を記載した申請書を当該税関長に提出し、同条第五項の承認を受けて廃棄しなければならない。</p> <p>九 法附則第三条第五項の承認をしたときは、立会いその他の方により当該廃棄の事実を確認するものとする。</p> <p>五 前項の申請書の提出を受けた税関長は、法附則第三条第五項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当</p>
--

<p>八 第六項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>（災害があつた場合のたばこ税の控除等に関する経過措置）</p> <p>第三条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこ（法附則第三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）につき、災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号。以下「災害被害者租税減免法」という。）第七条第一項の規定の適用がある場合において、同項の規定による控除を受けようとする月分が平成十年十二月分以後の月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、たばこ税法第十七条第一項の規定による申告書の提出を要しない月とみなして、災害被害者租税减免法第七条第四項及び災害被害者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律の施行に関する政令（以下「災害被害者租税减免法施行令」という。）第十一条第二項の規定を適用する。この場合においては、たばこ税法第十七条第一項の規定の適用について、同項第五号中「たばこ税額（一）とするのは、「たばこ税額（たばこ特別税）」とある」の「たばこ税額（たばこ特別税）」とあるのは、「たばこ税額（たばこ特別税）」とある。</p> <p>九 法附則第三条第六項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし、」とす</p>

<p>一 申請者の住所及び氏名又は名称</p> <p>二 当該製造場の所在地及び名称</p> <p>三 当該製造たばこを当該製造場に戻し又は移送した者の住所及び氏名又は名称</p> <p>四 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量</p> <p>五 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p>
--

<p>二 項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除く。）とする。</p> <p>（施行期日）</p> <p>附 則（平成一九年三月三一日政令第一〇六号）抄</p>

<p>（施行期日）</p> <p>附 則（平成一八年三月三一日政令第一三五号）抄</p>
--

<p>（施行期日）</p> <p>附 則（平成一八年三月三一日政令第一三九号）抄</p>
--

<p>（施行期日）</p> <p>附 則（平成一八年三月三一日政令第一一及二略）</p>
--

<p>(施行期日) 〇七号 抄</p> <p>(施行期日) 〇号 抄</p> <p>(施行期日) 四四号 抄</p> <p>(施行期日) 二号 抄</p> <p>(施行期日) 三七号 抄</p> <p>(施行期日) 三七号 抄</p>	<p>第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十一年三月三一日政令第一〇号)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十三年三月三一日政令第六〇号)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二九年三月三一日政令第一二号)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>三 目次の改正規定、第一条の改正規定、第五条第六号の改正規定(同号ハに係る部分を除く)、第十一条の改正規定及び本則に一章を加える改正規定並びに附則第三条から第十五条までの規定 平成三十年四月一日</p> <p>附 則 (平成三十一年三月三一日政令第一三七号)</p> <p>第一条 (この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。</p> <p>第八条 平成三十年十月一日から平成三十三年九月三十日までの間ににおける前条の規定による改正後のたばこ特別税に関する政令(以下この条において「新令」という。)の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>
---	---